

募集します！ 寄居町国民健康保険運営協議会委員

町では、国民健康保険事業の運営にあたり国民健康保険運営協議会を設置しています。この協議会は、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する場です。委員は被保険者の代表4人、保険医または保険薬剤師の代表4人、公益の代表4人の12人で構成されますが、このうち被保険者の代表4人の委員について公募します。皆さんのご応募をお待ちしています。

応募資格／応募日現在、満20歳以上で寄居町国民健康保険に加入されている方で、国民健康保険の運営や医療保険に関心があり、寄居町における他の審議会等の委員を委嘱されていない方

募集人数／4人

任期／2年（平成21年1月1日～平成22年12月31日）

応募方法／町民課で配布する応募用紙を記入のうえ、添付書類とともに町民課へ提出もしくはEメールにより送信してください（Eメールの件名は「公募国民健康保険運営協議会委員」としてください）。なお、応募用紙は町公式ホームページからもダウンロードできます。

添付書類／「国民健康保険の運営について」をテーマとした意見、考えをまとめたもの（800字以内とし、手書きの場合は400字詰め原稿用紙2枚以内、パソコンで作成の場合はA4判1枚で印刷できる設定）。Eメールに添付する場合のファイル形式はワードによるもの。

会議の開催回数／年3回程度（平日の日中に開催）

報酬等／町の規定に基づき支給

募集期間／9月24日（水）～10月15日（水）必着

選考結果／選考結果は応募者全員に文書で通知します。

提出先・問い合わせ／町民課（☎581・2121内線106・107、Eメールcm042g@town.yorii.saitama.jp）へ。

寄居町国民健康保険加入の皆さんへ ～9月に新しい被保険者証をお送りします～

現在交付されている寄居町国民健康保険の被保険者証（保険証）の有効期限が平成20年9月30日までとなっている方を対象に、新しい保険証を9月中旬から世帯ごとに配達記録郵便で送付します（納税相談を要する世帯は除きます）。

保険証が届きましたら、記載されている内容を確認し、期限の切れた保険証は切り刻むなどして破棄してください。

なお、今回送付する保険証の有効期限は、平成21年9月30日までです。ただし、平成21年9月30日より以前に、75歳に到達する方や退職被保険者で65歳に到達する方とその被扶養者等是有効期限が異なる場合があります。

また、高齢受給者証が交付されている方の医療機関等での窓口負担割合は、高齢受給者証に記載されている負担割合（1割または3割）が適用になりますので、医療機関等の窓口では、必ず保険証と高齢受給者証をあわせて提示してください。

退職者医療制度

国民健康保険には退職者医療制度があります。この制度は、会社等を退職して、年金を受けられる65歳未満の方とその被扶養者が対象となります。該当すると思われる方は、届出をお願いします。なお、届出により退職被保険者に該当する場合でも、医療機関での窓口負担や国民健康保険税の額は変わりません。

対象／次の①と②のいずれにも該当する方およびその被扶養者です。

- ①国民健康保険に加入している65歳未満の方
 - ②厚生年金や各種共済年金を受けられる方で、その加入期間が20年以上、もしくは40歳以降10年以上ある方
- 「被扶養者」とは…

退職被保険者と同一世帯で、退職被保険者が生計を維持している配偶者および3親等以内の親族
届出に必要なもの／①年金証書、②印鑑、③保険証
問い合わせ／町民課（☎581・2121内線107）へ。

年金 あれこれ

ご確認ください！

「ねんきん特別便」年金記録



「ねんきん特別便」は、ご自身の年金加入記録を確かめていただくために、一人ひとりの年金加入記録を記載したお知らせです。

社会保険庁は、皆さんの年金記録に誤りがないかなどの不安や疑問に対し、ご自身で確かめていただくために、社会保険庁が持っている一人ひとりの年金の加入記録をお送りしています。

このお知らせは、平成19年12月から、順次すべての受給者と現役加入者の方に送付しています。

十分にご確認ください！

青色の封筒で届いた方は：

今年の3月までに青色の封筒で届いた方は、**年金記録に「漏れ」や「誤り」のある可能性の高い、年金受給者・加入者**です。勤務先などの欄に記載漏れがないか、また資格取得年月日・資格喪失年月日の誤りがないかなどを十分にご確認ください。



青色封筒の 「ねんきん特別便」

国民年金の記録が、年金手帳には昭和35年10月1日から加入となつ

年金 Q&A



緑色封筒の 「ねんきん特別便」

緑色の封筒で届いた方は：

今年の3月までに届いた方以外の、すべての年金受給者の方に送付しています。また、6月から10月までの間に、すべての現役加入者の方に送付します。勤務先などの欄に記載漏れがないか、また資格取得年月日・資格喪失年月日の誤りがないかなどを十分にご確認ください。

ていますが、お知らせでは昭和36年4月1日からとなっているのはなぜですか。

A 国民年金制度は、昭和35年10月から始まりましたが、保険料納付は昭和36年4月から始まったため、年金の期間の計算は昭和36年4月からとなり、お知らせには「昭和36年4月1日」と記載されています。

Q 「年金加入記録回答票」は必ず返送しないといけませんか。

A 記録の漏れや誤りの有無にかかわらず、必ず返送をお願いします。

Q 国民年金の第3号被保険者であった期間は、どのように記載されているのでしょうか。

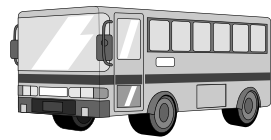
A 国民年金の第1号被保険者と第3号被保険者は特に区別せず、どちらも「国民年金」と記載されています。

Q 国民年金の付加保険料を納めていた期間は、どのように記載されるのでしょうか。

A 今回の確認の対象とはしていないため、表示していません。

問い合わせ／国民年金電話相談センター（☎525・1844）、熊谷社会保険事務所（☎522・5158）、または町民課（☎581・2121内線108・109）へ。

ご参加ください！ 母子・父子家庭ふれあい事業 「日帰りバスハイク」



寄居町民生委員・児童委員協議会（相馬貞夫会長）と町では、母子・父子家庭の親子が参加できる「日帰りバスハイク」を行います。

対象／町内の母子・父子家庭の児童・生徒（中学生以下）および保護者。※児童・生徒のみの参加はできません。保護者（父、母、祖父、祖母）も必ず参加してください。保護者として参加できるのは、1人としします。

定員／70人
費用／1人500円（ただし3歳未満は無料）

申し込み／申込用紙は、各地区の民生委員・児童委員および主任児童委員または健康福祉課にありますので、9月22日（月）までに民生委員・児童委員、主任児童委員または健康福祉課へ参加費を添えてお申し込みください。

その他／参加希望者が定員を超えた場合は、①前年参加していない家庭、②参加する子どもの人数が多い家庭、の順に優先し、それでも定員を超える場合は抽選とします。

問い合わせ／健康福祉課（☎581・2112内線121）へ。